

秋田県ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策実施要綱

第1 目 的

この要綱は、ゴルフ場における農薬の適正な使用及び適切な水質管理を行うことにより、地域住民の健康の保護と良好な環境の保全を図ることを目的とする。

第2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 県内において9ホール以上のゴルフ施設（以下「ゴルフ場」という。）を
経営している者
- (2) 農 薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬
- (3) 排水水 ゴルフ場から排出される水
- (4) 排水口 排水水がゴルフ場の区域からゴルフ場外の水域に流出する地点

第3 農薬の安全使用

事業者は、農薬の使用に当たっては、関係法令等を遵守し、農薬の安全使用及び効率的な防除に努めるものとする。

第4 排水水の排出の制限

- 1 事業者は、排水口において「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」（平成29年3月9日付け環水大土第1703091号環境省水・大気環境局長通知）に定められた指針値（以下「指針値」という。）を超える排水水を排出してはならない。
- 2 事業者は、指針値を超えない場合であっても、排水水の農薬の濃度を極力低減させるよう努めるものとする。

第5 排水水の調査

- 1 知事は、必要と認めるときは、排水水の農薬の濃度が適切に把握できる地点において、指針値の遵守状況を調査するものとする。
- 2 知事は、1に規定する調査の結果について、必要に応じ公表することができるものとする。

第6 自主検査の実施

事業者は、排水水を自主的に検査し、その結果を知事に速やかに報告するものとする。

第7 指針値を超えた場合の措置

- 1 知事は、第5の1に規定する排出水の調査により、指針値を超える排出水が現に排出され、又は排出されるおそれがあると認めるときは、事業者に対し所要の措置等について報告を求めるものとする。
- 2 事業者は、第6に規定する自主検査により、指針値を超える排出水が現に排出され、又は排出されるおそれがあると認めるときは、速やかにその状況について知事に報告するものとし、以後、知事の指示に従うものとする。

第8 緊急時の措置等

- 1 事業者は、農薬の大量流出等により周辺環境等に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちに知事に届出するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、1に規定する届出を受けたときは、被害発生状況の把握に努めるとともに、関係市町村長に対し、必要な措置について協力を要請するものとする。

第9 立入調査

知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員をしてゴルフ場に立ち入らせ、調査をさせることができる。

第10 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

平成9年6月18日一部改正（別表「指針値」）

平成14年1月10日一部改正（別表「指針値」）

平成18年4月1日一部改正

平成21年7月1日一部改正

平成22年11月1日一部改正（別表「指針値」）

平成25年9月11日一部改正

平成29年3月28日一部改正